

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年12月19日
- 2 開会年月日、時間 令和5年12月27日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 9名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 5名
桐原 幹男 金井 和男 関谷 正治 浅岡 久志 本間 広之
- 6 欠席委員 鶴田 修一
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 祢津 貴子
- 9 会議の附議事項
議案 第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第26号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より12月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、3番岩崎博行委員、4番平松幸明委員の両名をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図の 1 ページをご覧ください。申請地は 5 件でフローラルガーデン北側になります。

貸付人は軽井沢町の方と借受人は須坂市の方です。貸付人は相続で農地を取得しましたが、遠方で耕作ができないため、以前から面識のあった借受人と賃貸借の話がまとまった案件となります。借受人は須坂市に自作地を 9242 m²所有しリンゴ及びブドウを栽培していて、さらに経営規模を拡大していく意向です。

労力は本人と親と甥の 3 名で、本人は 29 年、親は 47 年の経験があります。自宅から申請地までの距離は 4 キロ車で 10 分程度です。農機具については SS・軽トラ・乗用草刈機・トラクター・ショベルカーを各 1 台、高所作業車 3 台を所有しています。申請地はリンゴを栽培しており今後も果樹栽培を継続していく意向であります。申請者の農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図の 2 ページをご覧ください。申請地は 2 件で小布施橋を渡り堤防外を右折した地区になります。

譲渡人・譲受人は共に長野市の方で、譲渡人は高齢のため農地の縮小を考えており、後継者を探したところ、農地経営を拡大したい譲受人と話がまとまり所有権の移転となりました。

譲受人は自作地が 11,930 m²あり長野市の認定農業者でブドウを栽培しています。また農業資材や設備等を扱う会社を運営されています。労力は本人と妻と臨時雇用者の 4 名で、農作業歴は本人は 9 年、妻が 4 年間です。自宅から申請地までの距離は 13 キロ

車で25分程度です。農機具についてはSS・高所作業車・乗用草刈機2台、軽トラ3台を所有しています。申請地はリンゴを栽培しておりましたが今後はブドウの栽培を行う意向であります。

申請者は吉島耕作組合へ加入することと、農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

—質問—

12番桐原委員：ここはブドウ栽培ができるのか。農地形状はコの字型に見えブドウ栽培に適しているのか。中心空いていて違う方の農地があるのか。

事務局：農地の地番は2933-8と2933-6で堤防外側になります。中心は神社があります。また、現地確認したところ周辺農地がほぼリンゴ畑だったため申請者に確認したところ、ブドウを専門に栽培しており、小布施の農地もブドウ栽培を行いたいとの意向でありました。

議長：他に質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。次に、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅の新築で、転用面積は433㎡です。地図は3ページをご覧ください。申請地は、六川公会堂の交差点を北に約100m進んだ場所にあります。

議案書に添付している申請書をご覧ください。申請書面の3欄の(1)転用の目的、および次のページにある理由者に記載のとおりですが、譲受人の実家は中扇で現在山王島のアパートに居住しており、家族の増加に伴い戸建ての住まいを必要としています。実家付近の他の場所も検討しましたが、この場所は都市計画法第34条11号区域に当たり、かつ、他の土地では話がまとまらなかったため申請地を選定されました。

転用許可基準の立地基準については、申請地周辺一帯に10ha以上の規模の農地が連坦していることから第1種農地と判断されていますので、原則不許可ですが、不許可の例外規定にある、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で

集落に接続して設置されるもの、として認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知書により確認致しました。隣接地の状況については、地図資料 8 ページをご覧ください。東側は町道、西側と南側は宅地、北側は認定外道路を挟んで農地となっています。直接農地に接している箇所はありませんが、農用地域内農地が隣接しているため、申請書面の 6 欄に記載のとおり、敷地の高さを低く造成し農地及び水路への土砂流出を防止する旨。また議案書に添付している図面のほうも並行してご覧いただきたいのですが、まず図面をご覧いただくと、日照、通風に影響がないように木造平屋で建物の配置についても配慮されています。また、工事施工中はネットフェンスを設置して近隣農地へも配慮をし、雨水は敷地内に浸透柵を設けて全量を敷地内で処理をしつつ、生活排水は公共下水道へ接続します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないものと思われ、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。次に、議案第 26 号、農用地利用集積計画の決定についてです。事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：地図 4 ページをご覧ください。都住駅から中子塚神社をとおって、くだもの街道へ向かう道の北側にあります。

借受人は約 5 年前に新規に就農した方です。作付けするのは桃で、苗木を植え付けたばかりというところです。農機具としては、SS、常用草刈機、高所作業機、軽トラックを持っています。

それから、労働力としては、本人 1 名となっていますが、休日は奥さんも手伝うとのこと。自宅から申請地までの色は、3 分ほどです。

地図を見るとこの場所が農地に囲まれ、道路に繋がってないように見えますが、道路に接している申請地の北隣の農地を今回の借受人が耕作していますので、問題ないとのことでした。賃借の経過としても隣同士ということで直接話がまとまったものになります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は決定とします。続いて、番号2について6番小林委員より説明をお願いいたします。

6番小林委員：地図は同じく4ページ目をご覧くださいと思います。先ほどの番号1の北側になります。全部で4筆です。

貸付人借受人ともに中条に住んでいます。議案にもあるとおり10年間の再設定ということになります。

貸付人は勤めであり、同居している姉が農業をしているが手が回らないということで以前から貸し付けていたようです。借受人については、ブドウ、桃、リンゴ、梨米プラム等多岐にわたって農業をしています。

農機具もSS、軽トラック、乗用草刈機、耕運機等充実しているということです。

継続して問題ないかなということでもありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2は決定とします。続いて、番号3について1番小林委員より説明をお願いいたします。

1番小林委員：地図は5ページをご覧ください。申請地は、豊野・南志賀公園線沿いにあります。貸付人、借受人はご近所ですが、今までは別の方に貸し付けていて、その方が耕作できなくなったということで、農地バンクを經由し借受人に話がいったと

のことで、借受人は既に申請地の隣の畑で栗を栽培していて隣接農地であるということとで話がまとまったとのことです。

農機具は一通り揃っているとのことで、消毒もSSで出来るとのことでした。自宅から3分ほどの場所にあり、問題なく耕作ができると思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は決定とします。続いて、番号4について引き続き1番小林委員より説明をお願いいたします。

1番小林委員：地図は5ページをご覧ください。申請地は、豊野・南志賀公園線から南の方向にあります。貸付人は農地を相続しましたが、農業経営は行っていないため町農地バンク経由で話がまとまったものとなります。

借受人は専業農家で農機具はSS高所作業車、常用草刈機を所有しています。労力としては基本的に夫婦の2人ですが、繁忙期は2~3人のお手伝いを入れるそうです。畑までの距離は自宅から3分程度のところに位置しているとのことです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について4番平松委員より説明をお願いいたします。

4番平松委員：貸付人借受人ともに林の方です。地図は2ページをご覧くださいと思います。申請地は小布施橋を豊野側に渡って、堤防内外に一筆ずつ位置します。農機

具も一通り揃っており、労力は夫婦と両親、通年で来ている従業員がいるため、十分だと思います。申請地は自宅から車で5分から10分で着くと思います、

報告案件でも出てくると思いますが、申請地は今まで借受人の母親が借りていましたが、合意解約をしたとのことでした。また賃借料が無償とのこと、本人に尋ねたところ借受人の母親が借りている時から両者合意でそのような取決めになっていたとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続きまして、番号6から8まで関連しているようですので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：借受人が同じ方なため関連議案として説明させていただきます

始めに番号6について、地図は6ページをご覧ください。申請地は2件。くだもの街道沿いJAライスセンターの北東の区域内になります。

貸付人は飯田の方、借受人は中野市の方です。平成30年4月1日より約5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様で米の栽培を続ける計画です。

次に番号7について、地図は7ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道沿い真引橋より500m手前の西の区域内になります。貸付人は押羽の方、借受人は中野市の方です。平成30年1月1日より6年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様で米の栽培を続ける計画です

次に番号8について、地図は8ページをご覧ください。申請地は、403号線沿い矢島沖信号交差点手間東側にあります。貸付人は大島の方、借受人は中野市の方です。平成30年3月31日より約6年間の賃貸借契約を結んでいましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容についてはこれまで同様で米の栽培を続ける計画です。

ご審議のほどよろしく願います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6から番号8は決定とします。続いて、番号9について4番平松委員より説明をお願いいたします。

4番平松委員：地図は2ページをご覧ください。先程の番号2の議案と貸付人借受人は同じです。申請地は小布施橋を豊野方面に渡り、堤防内に1筆、堤防外に2筆あります。

貸し借りがまとまった経過や農機具、労力についても同様です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号9は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号9は決定とします。続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図9ページをご覧ください。申請地は、中野・小布施線沿い雁田排水処理場の南東の山際にあります。貸付人は雁田の方、借受人は福祉法人です。

令和3年2月1日より3年間の賃貸借契約を結んでいましたが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容についてはこれまで同様で大豆の栽培を続ける計画です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号10は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。続いて、番号 11 について 15 番関谷委員より説明をお願いいたします。

15 番関谷委員：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は雁中排水場から南に進み約 180m したところを右折し、進んだところの 4 筆が今回の申請地になります。申請地は 5 年前と令和 3 年の 2 月の総会で審議され、許可になった場所で、今回再設定になります。

借受人は、申請地の近くに農地で野菜を作っています申請地の作付けも継続して野菜になります。自宅からは道沿いで約 400m となっていて、車で 2 分ほどで行ける場所になっています。労力は借受人夫婦の 2 人です。

借受人は勤めであるため、休日が農業のメインとなりますが、時期になると、会社へ行く前と、帰宅後に野菜作りをしております。

農機具については、軽トラ 1 台、乗用トラクター 1 台、耕運機 2 台をお持ちになっております。

申請地は今まで他の方に貸していたが、耕作を続けることができないということで、今回貸付人と面識のあった借受人が借りることとなりました。

借受人は熱心に野菜作りをしていて、畑の管理も行き届いているため、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。続いて、番号 12 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地図 9 ページをご覧ください。申請地は、403 号線沿い矢島沖信号交差点を通過した東側にあります。貸付人は押羽の方、借受人は中野市の方です。貸付人は申請地の作業を借受人に委託しておりましたが、賃借契約に移行するため新規に手続きを行うものです。

新規の内容であります但し契約内容についてはこれまで同様で米の栽培を続ける計画です。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長：質問が無ければ、番号 12 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ

同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 12 は決定とします。次に、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、フラワーセンターや北部薬液調合施設のある所から北西の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに押羽の方です。

貸借について、開始時期等の契約詳細は不明ですが、貸付人及び借受人の先代が契約をおこなっておりました。しかし、現借受人が相続後に耕作等行っていなかったため、このたび解約となりました。

該当地は、農地バンクに登録し新たな耕作者を募集すると聞いております。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。該当地は、小布施橋を渡り堤防外の道を右折した地域にあります。

貸付人、借受人は共に林の方です。

貸借について、農地法第 3 条で平成 15 年 3 月 28 日より開始したものであります。貸付人からの依頼を受けて借受人が耕作をしてきました。しかし、借受人は高齢のため後継者に譲りたいと借受人側から話があり、このたび解約となりました。該当地は、ご審議いただいた議案第 26 号番号 5 の基盤強化利用権設定の農地であります。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。該当地は、小布施橋を渡り堤防外の道を右折した地域にあります。

貸付人、借受人は共に林の方です。

貸借について、農地法第3条で昭和57年3月20日より開始したものであります。貸付人からの依頼を受けて借受人が耕作をしてきました。しかし、借受人は高齢のため後継者に譲りたいと借受人側から話があり、このたび解約となりました。該当地は、ご審議いただいた議案第26号番号9の基盤強化利用権設定の農地であります。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局：地図は13ページをご覧ください。該当地は、豊野・南志賀公園線沿い飯田交差点へ向かう道の西側にあります。

貸付人、借受人は共に飯田の方です。貸借について、農地法第3条で昭和62年3月13日より開始したものであります。貸付人及び借受人の先代が契約をおこなっておりました。現在、貸付人が自ら耕作を行っている状況のため、このたび解約となりました。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局：地図は4ページをご覧ください。該当地は、くだもの街道沿いで線路を越えて100mほど進んだ西側、矢島自治会の近くにあります。

貸付人、借受人は共に矢島の方です。

貸借について、開始時期等の契約詳細は不明ですが、貸付人及び借受人の先代が契約をおこなっておりました。しかし、現借受人が相続後に耕作等行っていなかったため、このたび解約となりました。

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後2時50分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年12月27日

小布施町農業委員会 会長 島津忠昭

議事録署名委員 岩崎博行

議事録署名委員 平松幸明